

新横浜駅北口歩道橋ネーミングライツ公募要項

1 趣旨

横浜市では、道路の維持管理財源の確保、民間企業団体等へ地域活動及び社会貢献の場を提供することを目的として、「施設特定募集型」の歩道橋ネーミングライツ事業を実施します。

ついては、賛同していただけるネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）の公募を行います。

2 公募主体

横浜市（道路局）

3 契約相手方の条件

(1) 自らスポンサーとなることを希望する法人（個人事業主を含む）又は団体（以下「法人等」という。）が契約することができます。

※本件の応募にあたり、広告代理店等による申込みを妨げるものではありません。ただし、本市から広告代理店等あてに、手数料等かかる経費の一切についてお支払いはできません。

(2) 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める法人等は契約できません。

(3) 申込み時点で、公序良俗に反する事業を行う法人等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている法人等及び国税、地方税を滞納している法人等は契約できません。

(4) 法人等の本社・本店所在地については横浜市内外を問いません。

(5) 横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種・事業者は契約できません。

4 ネーミングライツ対象歩道橋

・新横浜駅北口歩道橋

詳細は別紙1「対象歩道橋情報」をご覧ください。

対象歩道橋の一部は、道路法第48条の61各号の業務を行う道路協力団体（新横浜町内会）の活動区間となっています。そのため、スポンサーメリットの実施にあたり、調整が必要となる場合があります。

5 愛称名の付与

(1) 愛称名には、スポンサーの企業名（店舗名含む。）又は商品名等のいずれか及び企業ロゴ（※）を含めることができますが、標語等メッセージの標示や、ロゴマークのみ等の標示はできません。

※企業ロゴはスポンサー企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。

(2) 「〇〇歩道橋」や「〇〇デッキ」等、歩道橋の名称であることが分かる愛称名としてください。

（例）

・歩道橋名：よこはま歩道橋

・スポンサー名：ドウロ

<愛称名>

ドウロ歩道橋

ドウロよこはま歩道橋

ドウロ歩行者デッキなど

(3) ロゴの配置は愛称名の先頭または後尾のいずれかにひとつまでとし、愛称名の途中に入れることはできません。

(例)

・歩道橋名：よこはま歩道橋

・スポンサー名：ドウロ

・愛称名：ドウロよこはま歩道橋

<可能な標示>

【ロゴ】ドウロよこはま歩道橋

ドウロよこはま歩道橋【ロゴ】

<不可能な標示>

ドウロ【ロゴ】よこはま歩道橋

ドウロ【ロゴ】よこはま【ロゴ】歩道橋

(4) 提案された愛称名については、本市が設置するネーミングライツ導入検討会（以下「導入検討会」という。）における検討結果や市民意見募集等を踏まえ、決定します。検討の結果、優先交渉権者（「10 優先交渉権者の選定」により選定された者。以下同じ。）に対して、愛称名の再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

(5) 契約後は、本市は愛称名を積極的に使用しますが、市会議案等において必要な場合などは、愛称名ではなく歩道橋名を使用することがあります。

6 スポンサーメリット

(1) 愛称名の標示

命名した愛称名を、歩道橋に標示することができます。

以下の4つの方法が可能です。

ア 主桁への標示

イ 高欄への標示

ウ 階段への標示

エ フラッグによる標示 ※標示期間は限定します。

各標示方法の設置基準は、別紙2「スポンサーメリットについて」をご確認ください。

提案のあったスポンサーメリットが、歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理に支障を生じさせる、道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等に準じていない、周辺地域への影響が大きい、名称表示としての妥当性が認められない等の場合には、本市は、優先交渉権者の提案について、デザイン・設置方法等の変更等を求める場合があります。変更等となった場合であっても、提案金額（「7 契約条件」により提案する金額。以下同じ。）の減額はできません。

申込を検討している者（以下「申込予定者」という。）は、検討するスポンサーメリットについて、指定の期間内に事前確認をしてください。事前確認に関する手続きの詳細については、9(1)を参照してください。

(2) 愛称名の標示以外

愛称名の標示以外のスポンサーメリットを提案することができます。

ア エレベーター内壁面への広告掲出

設置基準は、別紙2「スポンサーメリットについて」をご確認ください。

イ その他

(ア) 提案内容の条件

- ・歩道橋の構造等から実施の実現性があること、歩道橋の主構造等に影響がないこと
- ・歩道橋利用者及び交通の安全に影響がないこと
- ・道路法、道路占用許可基準、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準等各種法令を遵守すること
- ・横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定に準じること
歩道橋の景観に関する協議等の該当地区は、別紙1「対象歩道橋情報」をご覧ください。

(イ) 提案内容の採用可否

愛称名の標示以外の「その他」の提案については、導入検討会における検討結果や、市民意見募集等を踏まえ、採用可否を決定します。

提案のあったスポンサーメリットが、歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理に支障を生じさせる、道路法、道路占用許可基準等各種法令を遵守していない、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等に準じていない、周辺地域への影響が大きい等の場合には、本市は、優先交渉権者の提案について、デザイン・設置方法等の変更等を求める場合や、当該スポンサーメリットの提案を不採用とする場合があります。その場合も、提案金額の減額はできません。

申込予定者は、検討するスポンサーメリットについて、指定の期間内に事前確認をしてください。

事前確認に関する手続きの詳細については、9(1)を参照してください。

(ウ) 採用不可能なもの

別紙2「スポンサーメリットについて」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

7 契約条件

(1) 契約料

申込者から金額を提案してください。導入検討会における金額の妥当性の検討結果等を踏まえ、決定します。

なお、契約料の支払いは原則年度単位とします。

※スポンサーの責により契約が解除された場合の契約料は返還できません。

(2) 契約期間

原則5年以上20年以内とし、契約の満了日は3月31日とします。

なお、スポンサーは次回契約期間等に関して優先的に交渉することができます。

ただし、スポンサーが優先的に交渉することにより、施設の運営等に支障が生じると判断した場合はこの限りではありません。

(3) 地域貢献の提案

地域の清掃美化活動など歩道橋及びその周辺を社会貢献の場として活用する提案をしてください。
なお、ご提案いただいた活動について、本市の求めに応じて、実施状況を報告していただきます。

(4) その他

- ・スポンサーメリットの実施による第三者被害が発生した場合には、スポンサーの責任において適切な措置を行っていただきます。
- ・スポンサーメリットによる設置物については、原則3年ごとの定期点検を行っていただき、実施報告をしていただきます。
- ・スポンサーメリットの内容に応じて、台風等自然災害を見据えた対策や災害後の緊急点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。
- ・定期点検等で異常が見つかった場合や、設置物が耐久年数を超えた場合は、必要に応じて設置物の更新等を行ってください。
- ・契約期間中、本市において歩道橋の修繕工事等を行うことがあります。

8 横浜市景観計画、街づくり協議指針に基づく届出等について

スポンサーメリットの実施にあたり、各種届出や協議、申請が必要です。
なお、必要な手続きは提案内容により異なります。

9 申込方法

(1) 事前確認

提案予定のスポンサーメリットについて、歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上の観点、道路法、道路占用許可基準等各種法令の遵守、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等への準拠、周辺地域への影響、名称表示としての妥当性等に関する事前確認を行います。

申込み後にスポンサーメリットのデザイン・設置方法等の変更等が必要となる場合や、当該スポンサーメリットの提案が不採用となる場合も、提案金額の減額はできませんので、申込予定者は、検討するスポンサーメリットについて事前確認をしてください。

事前確認は、次の内容に沿って書類を提出してください。

ア 提出書類及び提出方法

様式は任意とします。提案を検討しているスポンサーメリットについて、具体的に記載してください。提出は、郵送又はEメールのいずれかで可能です。送付後には、電話連絡をお願いします。

イ 受付期間

令和6年9月27日から令和6年10月28日午後5時まで

書類提出は、申込予定者1法人又は1団体につき1回とします。

なお、本要項（別紙含む）に関する質問については、受付期間中に、郵送又はEメールで随時受け付けます。送付後には、電話連絡をお願いします。

ウ 回答日（予定）

令和6年11月28日午後5時までに、書類を提出した者に対して直接回答するとともに、確認内容及び本市回答の概要について、市ホームページに掲載します（ただし、申込予定者が特定されるような内容や申込予定者の営業上の秘密に関する内容等についてはこの限りではありません）。

掲載ページ

「道路施設におけるネーミングライツ事業について」

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/douro_nr.html

(2) 申込み受付期間

令和6年11月29日から令和6年12月12日午後5時まで（必着）

愛称使用開始時期は、令和7年6月を予定していますが、各種調整に時間を要した場合等、愛称使用の開始が遅れる場合がありますのでご了承ください。

(3) 申込み時の必要書類

別紙3「横浜市歩道橋ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入のうえ、以下の必要書類を添付し、ご提出ください。

ア 提案するスポンサーメリットに関する書類（愛称名の標示と愛称名の標示以外のスポンサーメリットの仕様、デザイン、設置方法、設置場所、その他詳細が分かるもの）※様式自由

イ 印鑑証明書

ウ 登記事項証明書〔商業登記簿謄本〕

エ 会社概要及び直近3か年の決算報告

オ 納税証明書〔法人税、法人県民税・法人事業税、法人市民税、事業所税、消費税・地方消費税(直近1年間分)〕

※イ～オについて、申込者とスポンサーが異なる場合は両者の書類を提出してください。

※提出した書類の内容の変更はできません。ただし、提案内容（愛称名・スポンサーメリット等）に不備や不足、疑義等がある場合には、本市から内容の追加等を求めることがあります。

(4) 提出方法

申込みは持参、郵送又はEメールのいずれでも可能です。

ただし、(3)申込み時の必要書類のうち、イ、ウ、オは原本が必要なため、持参又は郵送でご提出ください。なお、郵送又はEメールの場合は、送付後に電話連絡をお願いします。

また、スポンサーメリットに関する資料について、デザイン案等のデータのご提供をお願いする場合があります。

10 優先交渉権者の選定

導入検討会における検討結果等を踏まえて優先交渉権者を選定します。

なお、導入検討会における検討は、別紙4「検討項目及び検討のポイント」に基づき行います。

※詳細は、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

掲載ページ

「ネーミングライツ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>

11 スポンサーメリットに関する調整

優先交渉権者の提案について、「6 スポンサーメリット」に記載のとおり、デザイン・設置方法等の変更等を求める場合や、当該スポンサーメリットの提案を不採用とする場合があります。その場合には、書面により理由を付して通知します。通知を受けた優先交渉権者と本市において、提案内容の調整を行います。ただし、スポンサーメリットの追加や提案金額の減額はできません。

提案内容の調整について、本市が指定する期間までに合意に至らなかったときは、優先交渉権者を契約の相手方として決定しない場合があります。（その際、他の申込者がいるときは、新たに優先交渉権者を選定する場合があります。）

12 契約の相手方の決定

スポンサーメリットの調整後、優先交渉権者の提案内容について、市民意見募集及び2回目の導入検討会を行い、その結果等を踏まえ、契約の相手方及び契約内容を決定します。

13 契約の締結

契約の相手方の決定後、速やかに契約を締結します。

なお、本市がやむを得ないと認める場合を除き、決定の通知後3か月を超えても契約が締結されない場合は、契約の相手方としての権利を失います。

また、他の申込者がいるときは、新たに優先交渉権者を選定する場合があります。

14 スポンサーメリットの実施に係る諸経費の負担等

スポンサーメリットの実施にあたっては、道路法等に基づく申請が必要です。

(1) 施工に関すること

スポンサーメリットの実施にあたり、愛称名の標示や愛称名の標示以外に係る制作、設置等の作業は、スポンサーの負担とします。

設置等作業については、道路管理者等の指示に従い、契約期間内に行うこととします。なお、本市から施工業者等の紹介はできません。

(2) 維持管理に関すること

スポンサーメリットによる設置物に関する維持管理の費用は全てスポンサーの負担とし、契約期間中の毀損及び汚損、紛失等したときの復旧についても同様とします。

なお、スポンサーが行う設置作業等に起因した損害については、スポンサーの責任において原状復旧する必要があります。

(3) 原状回復に関すること

契約終了時には、すべてのスポンサーメリットによる設置物をスポンサーの負担により撤去し、道路管理者等の指示に従い、契約期間内に原状回復を行うこととします。

また、原状回復等において、塗装が剥がれた場合などの復旧にあっても、道路管理者等の指示に従うこととします。

15 愛称名の使用開始までの流れ



歩道橋の構造や安全性、交通・道路管理上の観点、道路法、道路占用許可基準等各種法令の遵守、横浜市屋外広告物条例、横浜市景観計画、街づくり協議指針等の景観上の規定等への準拠、周辺地域への影響、名称表示としての妥当性等に関する事前確認を行います。検討するスポンサーメリットについて、事前確認をしてください。

スポンサーメリットの実施にあたり、各種届出や協議、申請が必要です。
なお、必要な手続きは提案内容により異なります。

16 お申込み・お問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市道路局 計画調整部事業推進課
TEL : 045-671-3532
FAX : 045-651-6527
e-mail : do-event@city.yokohama.jp